

要綱改正に伴う変更内容の詳細

要綱本文

○ 第2条に以下の要件が新たに追加されました。

- (9) 建設工事に係る資格の審査を受けようとする者にあつては、健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主であつて、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主であつて、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を行う事業主であつて、同法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行っていないもの

○ 第5条第1項について、以下のとおり改正されました。

改正前 資格の有効期間は、受付を行った翌年の4月1日から定期受付は2年間、追加受付は1年間とする。

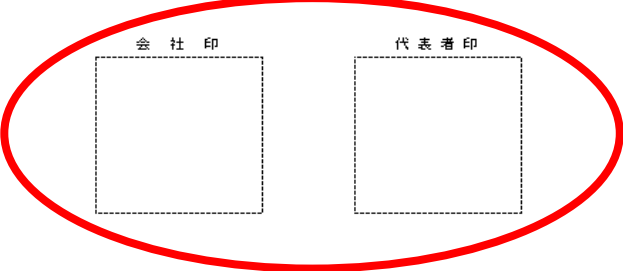
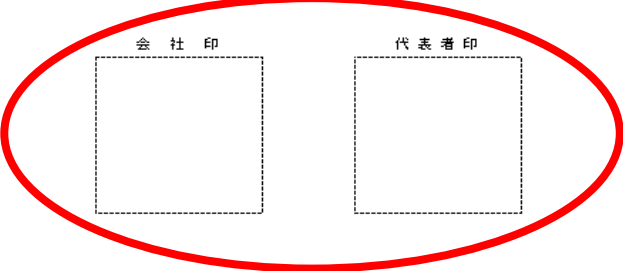
改正後 定期受付：受付を行った翌年度の4月1日から2年間
追加受付：当該資格の認定を受けた日から翌年度の3月31日まで

様式

○ 入札参加資格審査申請書（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式、第4号の1様式）

改正前

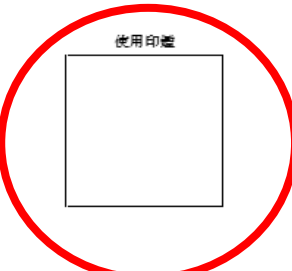
2. 使用印鑑
入札、見積り、契約締結、代金請求並びに受領のため次の印鑑を使用したいので届出いたします。
※ 上記権限を委任する場合は、委任先代表者が使用する印鑑を押印してください。

会 社 印	代 表 者 印
	

受 付 印

改正後

2. 使用印鑑
入札、見積り、契約締結、代金請求並びに受領のため次の印鑑を使用したいので届出いたします。
※ 上記権限を委任する場合は、委任先代表者が使用する印鑑を押印してください。

使用印鑑


受 付 印

押印箇所が1つ（使用印鑑欄）となりました。

新様式では、① 委任先を設ける場合は、委任先の代表者（受任者）印

② 委任先を設けない場合は、代表者印（会社名、代表者職名が確認できる印鑑）

③ ①または②に該当する印がない場合は、代表者が入札等の際に使用する認印と会社印の両方を押印いただくことになります。

○ 建設工事入札参加資格審査申請登録票（第1号の8様式）

改正前

改正後

				が							

千円

営業年数

年

常勤職員数

				が							

千円

営業年数

年

常勤職員数

社会保険等加入（該当する方に○）

有 - 無

社会保険等加入の有無の確認欄が新たに追加されました。

○ 業態調書（第2号の2様式）及び経営状況調書（第3号の2様式、第4号の2様式）

改正前

2. 財務関係 ※金額は消費税を含まない額とし、千円未満は切り捨ててください。

自 己 資 本 額	直前決算時	余剰（欠損金処分）	合 計			

3. 常勤職員数

技術者職員		事務職員		その他職員	
			合 計		

改正後

2. 財務関係 ※千円未満は切り捨ててください。

貸 借 対 照 表 (直 前 決 算 期)	負債の部合計	純資産の部	負債及び純資産合計
繰越利益余剰金	前期末残高	当期変動額	当期末残高

※損失等の場合は数字の前に「－（マイナス）」記号を付けて下さい。

2. 財務関係について、“自己資本額”欄を“**貸借対照表（直前決算期）**”及び“**繰越利益余剰金**”欄へ改正されました。

- 貸借対照表（直前決算期）欄には、審査基準日の直前営業年度における“負債の部合計”、“純資産の部合計”及び“負債及び純資産合計”額を記載してください。

※1 個人事業主の場合は、記載不要です。

※2 別途ご提出いただく貸借対照表と整合性が取れるように注意してください。

- 繰越利益余剰金欄には、審査基準日の直前営業年度における繰越利益余剰金の額を記載してください。

※ 別途ご提出いただく株主資本等変動計算書と整合性が取れるように注意してください。